

あげまつだより



令和5年5月25日発行
No.4-1 上松町

支援制度改正のお知らせ

【上松町への移住やUターンを検討されている方へ】

移住支援金が拡充されました

上松町では、条件を満たす東京圏・愛知県・大阪府からの移住者やUターンをされた方へ「上松町（U/Iターン）就業・創業移住支援金」を支給しています。



○支給金額について

- ・単身の場合 → 60万円
- ・2人以上世帯の場合 → 100万円
- 18歳未満のお子さんがある場合、お1人につき100万円ずつ加算（上限は3人分まで）

例、名古屋から「夫、妻、子ども2人」で上松町へ転入した場合

→ 2人以上世帯100万円+お子さん加算200万円=300万円支給

上記の他、細かな要件がありますので、詳細をこちらよりご確認ください ⇒

令和5年4月より拡充
30万円→100万円



【結婚にともなう新生活を迎える方へ】

支援補助金の支給要件が緩和されました

上松町では、条件を満たす39歳以下で世帯所得が500万円未満の新婚世帯へ「上松町結婚新生活支援補助金」を支給しています。

○補助金について

婚姻届を提出した日から年度末までに支払った「住居費（購入費・賃料・敷金・礼金等）」、「引越費用（引越業者への支払）」、「リフォーム費」に対して下記の額を補助。

補助限度額

- ・30万円（夫婦ともに29歳以下の場合は60万円）

上記の他、細かな要件がありますので、詳細をこちらよりご確認ください ⇒

令和5年4月より緩和
400万円→500万円



お問合せ先：企画財政課 企画政策係（TEL：0264-52-4901）



上松小学校周辺環境整備を行います



小学校運動会開催前に、上松小学校の学校ボランティアのみなさんで学校周辺環境整備を下記の日程で実施します。協働のまちづくりのため、町民の皆様のご協力をお願い致します。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 1. 日時 | 5月27日（土） 午前8時～午前10時頃（小雨決行） |
| 2. 集合場所 | 上松小学校 昇降口 |
| 3. 作業内容 | 校庭周辺の草刈り、樹木の下枝整理等 |
| 4. 持ち物 | 剪定バサミ、刈り払い機、鎌、軍手 等 |
| 5. 問合せ先 | 上松小学校 52-2002 教育委員会 52-4900 |





「ごみゼロの日」統一美化キャンペーン



「ごみゼロの日」統一美化キャンペーンについて

県では、5月28日（日）～6月30日（金）を「ごみゼロの日」統一美化キャンペーンとし、期間中に統一して環境美化活動を実践することで、信州全体をきれいにする運動を展開しています。散歩中や生活の中でごみを見つけたら拾う、外出やイベント等で出たごみは持ち帰るなど、ひとりひとりが環境美化への意識を高めるようにしましょう。

また、屋外に捨てられたビニール袋などのプラスチックごみは、雨や風によって河川に入り、海に流れ出てしまうことがあります。プラスチックは分解されないため、ずっと海に残り、エサと間違えて飲み込んだ海の生き物が死んでしまう例が数多く報告されています。増え続ける海洋ごみを減らすためにも、普段からマイバック、マイボトルを利用し、積極的にリサイクルに取り組むようにしましょう。

※ごみを扱ったあとは、手洗い・消毒を徹底しましょう。

住民福祉課 生活環境係



運転免許更新時講習会 開催



上松町交通安全協会では、下記のとおり運転免許更新時講習会を開催します。

- 【日時】 令和5年6月9日（金）
受 付：午後6時00分～
講習会：午後6時30分～8時30分頃まで



- 【場所】 ひのきの里総合文化センター 2階大会議室
- 【内容】 運転免許更新時講習（特定任意講習）
安全運転の知識・技能・運転適性に関する講義及び映像による講習
- 【対象者】 ●運転免許をお持ちの方で、令和5年12月9日（土）【6ヶ月以内】までに免許更新を予定している満69歳までの方。
●過去5年以内に事故や違反で1点以上の違反がある方・初回更新対象者の方は、この講習を受講すると、木曽警察署で運転免許証の更新手続きができ、その際の講習が免除されます。
※無事故・無違反の方も受講すれば、30分の講習は免除されます。
※この講習を受講しない場合は、中南信運転免許センター（塩尻）で手続きを行い1～2時間の講習が義務づけられます。
●免許更新手続きは誕生日の1ヵ月後まで可能ですが、令和5年12月10日（日）以降に更新する場合、この講習は「無効」となります。
●更新期間満了日の年齢が70歳以上の方は、高齢者講習の受講義務があるため、この講習は対象外となります。ご注意ください。
- 【受付方法】 当日会場にて受付手続きを行ってください。事前の連絡等は不要です。
- 【講習料】 1,500円（当日徴収します。）※おつりが要らないよう、お願いします。
- 【持ち物】 運転免許証・筆記用具・講習カード（無い方は新規に作成します。）
- 【その他】 お車でお越しの方は、駅前公園駐車場（無料）、駅前ふれあい広場（無料）、上松町役場駐車場（無料）をご利用下さい。

【お問合せ先】 上松町交通安全協会事務局（役場危機管理課 52-4902 内線221）



太陽光発電システム等 設置費補助について



太陽光発電システム等を設置する費用の補助を開始します

町では、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの活用による地球温暖化防止の推進と自然環境の保全のため、令和5年度より太陽光発電システムや蓄電池の設置を行う方へ補助金の交付を開始します。

補助の申請にあたりましては、必ず事前に担当にご相談いただきますようお願いいたします。

なお、予算がなくなりしだい終了となりますのでご承知おきください。

1. 対象者

(1) 上松町内に住所を有する方又は、自らが居住するための町内の住宅（住宅に事務所、店舗等の用途を兼ねるものを含む。）に対象システムを設置しようとする方。

(2) 町税等の滞納のない方。

(3) 年度内に太陽光発電システム等の設置を完了することができる方

2. 対象経費及び補助金額

(1) . 対象経費		補助金額
設備名	補助対象経費	
太陽光発電システム	太陽光発電システムの設置に必要な経費	太陽電池モジュールの最大出力1kW当たり 50,000円 補助上限額 200,000円
蓄電システム	蓄電システムの設置に必要な経費	蓄電システムの蓄電地容量1kWh当たり 10,000円 補助上限額 100,000円

3. 注意事項

(1) 既に使用されている設備は対象外です。新規に設置される設備が補助対象となります。

(2) 長野県の既存住宅エネルギー自立化補助金と併用できます。ご相談ください。

(3) 詳細につきましては、下記担当までお問い合わせください。

お問合せ先：住民福祉課 生活環境係（Tel：52－4802）



在宅育児世帯応援給付金



令和5年度上松町在宅育児世帯応援給付金（上半期）について

上松町ではお子さんの健やかな成長と子育てのために、在宅育児世帯応援給付金を給付します。

今回は令和5年4月1日～9月30日分の給付となります。

給付金の受け取りを希望される方は、申請をお願いします。

【給付対象世帯】

1、満1歳から、満3歳までの年度の幼児を家庭で育児している世帯

（保育園に入園している場合、企業の保育所を利用している場合等は対象となりません。

子育て支援センターの利用は給付に影響しません。）

2、対象となるお子さんの住所が上松町にある世帯

【給付金額】 対象児1人につき月額1万円

【申請方法】

通知が届いた世帯は、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて返信をお願いします。

通知が届いていない方は保健衛生係へお問い合わせください。

【申請締め切り】 令和5年6月9日（金）まで

既存住宅エネルギー自立化補助金

既存住宅エネルギー自立化補助金のご案内

長野県では、令和5年度の既存住宅エネルギー自立化補助金の募集を4月より開設しております。県が認定する事業者との契約により、太陽光発電設備と蓄電池セットで設置する場合は20万円、既に太陽光発電設備を設置済みのご家庭が蓄電池を設置する場合は15万円の補助が受けられます。今年度からV2H充放電システムの導入も補助の対象となっています。

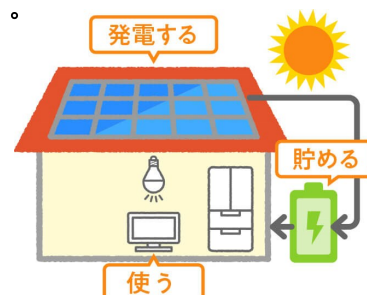
詳しくは長野県ホームページをご確認ください。

(※共同購入との併用はできません。)

【お問い合わせ先】長野県環境政策課ゼロカーボン推進室

電話：026-235-7179

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/jiritsu.html>



農業委員・農地利用最適化推進委員

農業委員・農地利用最適化推進委員の募集状況について（最終公表）

令和5年7月に改選期を迎える上松町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員を募集したところ、以下のとおりとなりました。（令和5年4月28日受付終了）

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第9条第2項及び同法第19条第2項の規定に基づき、上松町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦および公募状況について以下のとおり最終の公表をします。

○農業委員会委員 ・推薦によるもの（うち認定農業者および準ずる者1名）

地区	氏名	職業	年齢	性別	認定農業者等の別	推薦者
見帰	新井 光一	農業	63	男	非該当	木曽農業協同組合 中部支所
西中	織田 晴久	農業	70	男	非該当	上松町機械化営農組合
倉本	二宮 美香	自営業	45	女	該当	上松町特産品開発センター 利用組合
西中	福邑 久美恵	農業	66	女	非該当	上松町特産品開発センター 利用組合

・公募に応じたもの（うち認定農業者および準ずる者2名）

地区	氏名	職業	年齢	性別	認定農業者等の別
倉本	今井 正博	会社員	71	男	該当
西中	上小路 達男	会社員	72	男	非該当
島	大下 寿美男	自営業	67	男	該当
寝覚	大畑 直巳	教育委員会 会計年度任用職員	62	男	非該当
東奥	倉上 邦子	農業	67	女	非該当

○農地利用最適化推進委員 ・公募に応じたもの

地区	氏名	職業	年齢	性別	認定農業者等の別
吉野	木下 幸男	会社員	67	男	非該当
東奥	馬留 廣一	自営業	73	男	非該当
西中	山下 庄市	農業	71	男	非該当

【問い合わせ先】上松町農業委員会事務局（上松町役場産業観光課農林係）

電話：52-4804（課直通）FAX：52-1038

Mail：nourin@town.agematsu.nagano.jp





新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う対応について



- 令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられました。
- 日常における基本的な感染対策については、個人や事業主の判断に委ねることが基本となります。
- 法令に基づく行動制限を伴った強い要請等は行わず、感染症法に基づく国・県からの情報提供を行います。

＊ ＊ 基本的な感染症対策について ＊ ＊

- ・発熱等の症状がある場合には、かかりつけ医や身近な医療機関へ電話で相談をしてください。
- ・マスク着用については、個人の判断が基本となります。

＊ ＊ 療養等の考え方について ＊ ＊

(1) 本人が感染した場合

- ・発症後5日間を経過し、かつ、症状が軽快してから24時間程度経過するまでの間は外出を控えることを推奨します。
- ・発症後10日間が経過するまでは、マスク着用や重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等）との接触を控えることを推奨します。

(2) 家族等に陽性者がいる場合

- ・陽性者と同居している方は、7日目まではマスクの着用や重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等）との接触を控えるなどの配慮をお願いします。

＊ ＊ 庁舎・公共施設等の対応 ＊ ＊

- ・来庁者への検温、手指消毒は求めません。
- ・役場庁舎窓口の亚克力板パネルの設置は廃止します。



【お問い合わせ先】 ◎危機管理課 危機管理係（課直通52-4902）

こころの相談 6月の相談日程

相談項目	日時	場所	相談内容
精神保健福祉相談・思春期相談 （事前に 25-2233 まで予約願います）	6月15日(木) 14:30～16:00	木曽保健福祉事務所 （木曽合同庁舎1F）	精神科医師による 個別相談
町の健康相談 （事前に、52-2825までご連絡ください）	6月22日(木) 13:00～16:00	上松町役場	保健師・管理栄養士による 健康相談（血圧測定等）
こころの健康相談 （予約は必要ありません）	6月26日(月) 10:00～12:00	いきいき広場 こまくさ	精神保健福祉士による 個別相談
弁護士によるくらしと健康の相談会 （事前に 25-2233 まで予約願います）	6月7日・14日 ・21日・28日 10:00～	木曽保健福祉事務所 （木曽合同庁舎1F）	弁護士による、失業・倒産・多重債務・家庭問題等の個別相談

◎わからないことがありましたら、住民福祉課保健衛生係にお問い合わせください。
上松町健康電話相談ダイヤル24は、いつでも気軽に匿名でも心の相談が出来ますのでご利用ください。携帯電話からも利用できます。

【お問合せ先】 上松町住民福祉課保健衛生係 TEL：52-2825

ゼロイチニゼロ オモイ ハヤク

上松町健康相談ダイヤル24 電話番号 0120-061-889





国道19号線 舗装工事の通行規制について



国道19号線、舗装打替え工事に伴い、下記の日程により通行規制を行います。皆様方には大変ご不便をおかけする事となりますが、ご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

【第3トンネル片側交互通行、国道と町道広小路笹沢線の間全面通行止】

規制区間： 国道19号線 笹沢丁字路～上松第3トンネル南口

規制期間： 令和5年5月29日（月）～令和5年6月2日（金）

各日8時30分～17時00分まで片側交互通行

町道広小路笹沢線の笹沢交差点近辺は全面通行止

内 容：期間中、第3トンネル内は片側交互通行となり、
笹沢交差点と町道の間は、全面通行止となります。
天候不順等により作業が出来ない場合は順延致します。

【工事箇所・規制区間】

至木曽町



【問い合わせ先】 上松町建設水道課 建設管理係 電話：52-4803（直通）
国土交通省 飯田国道事務所木曽維持出張所 電話：22-3011
神稲建設株式会社木曽支店 電話：46-2158

緊急当番医予定表 6月（受診の前に電話連絡をしてください）



6月 4日	田沢医院	（木曽町開田	44-2008）
11日	大脇医院	（上松町	52-2023）
18日	奥原医院	（木祖村	36-2264）
25日	原内科医院	（木曽町福島	22-2678）

※変更になる場合もあります（木曽医師会提供）